

総社市訓令第 5 号

庁 中 一 般  
出 先 機 関

総社市災害対策本部規程（平成 17 年総社市訓令第 17 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 5 月 23 日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

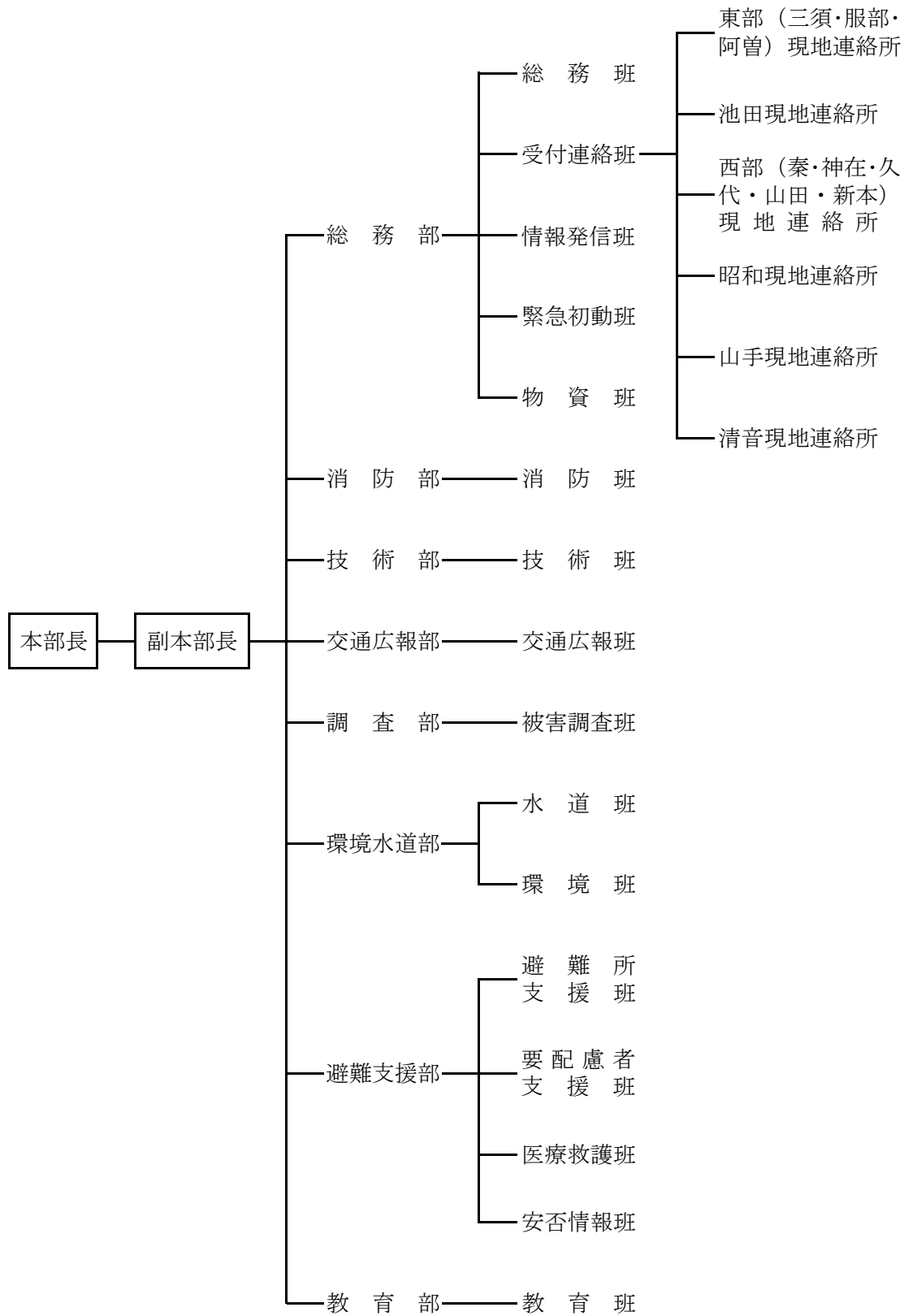
次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）を当該移動別表に対応する同表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表とする。

改 正 後	改 正 前
<p>(本部連絡員等) 第 7 条 本部連絡員を各<u>部内</u>に置く。 2 本部連絡員は、本部室に常駐し、<u>各部の所掌事務</u>に従事するほか、<u>本部</u> <u>と各部との連絡</u>に当たる。 3 略</p> <p><u>別表第 1 (第 4 条関係)</u> (別紙のとおり)</p> <p><u>別表第 2 (第 6 条関係)</u> (別紙のとおり)</p>	<p>(本部連絡員等) 第 7 条 本部連絡員を<u>調整部内</u>に置く。 2 本部連絡員は、本部室に常駐し、<u>所掌事務に従事するほか、本部の設置</u> <u>及び活動について調整部長の指示により各部との連絡</u>に当たる。 3 略</p> <p><u>別表第 1 (第 4 条関係)</u> 略</p> <p><u>別表第 2 (第 6 条関係)</u> 略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)



別表第2（第6条関係）

部	班	所 掌 事 務 の 内 容
総 務 部	総 務 班	1 本部会議に関すること。 2 本部内、関係機関及び他自治体との連絡調整に関すること。 3 災害対策の総合調整に関すること。 4 自衛隊等の応援要請に関すること。 5 本部員の非常招集及び指令の伝達に関すること。 6 対口支援等受援に関すること。 7 応急対応の調整に関すること。 8 被害状況及び各種情報の総合取りまとめに関すること。 9 気象情報、水位情報等の収集に関すること。 10 災害救助法適用時の対応に関すること。 11 その他本部の庶務に関すること。
	受付連絡班	1 災害通報等の受付に関すること。 2 各現地連絡所及び災害現場との連絡に関すること。
	(各現地連絡所)	受付連絡班との連絡及び関係地区住民との連絡調整に関すること。
	情報発信班	1 避難情報等の発信に関すること。 2 報道発表及び災害情報の発信に関すること。
	緊急初動班	被災地域の状況把握に関すること。
	物 資 班	1 物資等の調達、輸送及び配分に関すること。 2 車両等の調達及び配車並びに資機材の調達に関すること。 3 物資等の受領及び管理に関すること。
消 防 部	消 防 班	1 災害応急活動の実施及び災害現場における指揮に関すること。 2 本部員（消防部関係）の非常招集及び応援活動に関すること。 3 罹災者の救助、救急及び避難の誘導に関すること。 4 気象情報、水位情報等の収集に関すること。 5 緊急消防援助隊の応援要請に関すること。
技 術 部	技 術 班	1 危険箇所等の巡視に関すること。 2 災害現場の応急措置計画及び実施の技術指導に関すること。 3 災害応急措置に必要な地元住民への協力要請に関すること。 4 災害応急措置のための関係機関への連絡に関すること。 5 災害現場と本部との連絡に関すること。 6 道路、水路、河川等の被害調査に関すること。

交通広報部	交通広報班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地域等における交通安全の確保に関すること。</li> <li>2 避難勧告等の伝達に関すること。</li> <li>3 道路情報に関すること。</li> <li>4 総社市コミュニティ地域づくり協議会への情報伝達に関すること。</li> </ol>
調査部	被害調査班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人命、家屋等及び農林業関係の被害調査に関すること。</li> <li>2 災害に関する写真その他資料の収集及び記録に関すること。</li> <li>3 建築物の応急危険度判定に関すること。</li> <li>4 罹災証明書の発行に関すること。</li> </ol>
環境水道部	水道班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道施設の防護及び応急措置に関すること。</li> <li>2 給水の確保及び罹災者に対する飲料水の供給に関すること。</li> <li>3 災害対策に必要な水道資機材の調達に関すること。</li> </ol>
	環境班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地域の消毒及び防疫に関すること。</li> <li>2 災害廃棄物の処理に関すること。</li> <li>3 災害による遺体の安置及び仮埋葬に関すること。</li> </ol>
避難支援部	避難所支援班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の開設及び運営に関すること。</li> <li>2 避難所での食料、物資等の供給に関すること。</li> <li>3 災害見舞金品の支給に関すること。</li> </ol>
	要配慮者支援班	高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者への安全確保及び支援に関すること。
	医療救護班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療機関との連絡調整に関すること。</li> <li>2 救急医療薬品、衛生材料等の調達及び配分に関すること。</li> <li>3 救護活動に関すること。</li> </ol>
	安否情報班	安否情報の収集及び提供に関すること。
教育部	教育班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童、生徒の安全の確保に関すること。</li> <li>2 指定避難所としての教育関係施設の利用及び運営に関すること。</li> <li>3 教育関係施設の災害応急対策に関すること。</li> <li>4 災害応急作業における炊出し等のための給食施設の利用に関すること。</li> <li>5 その他各学校等との連絡調整に関すること。</li> </ol>

※ 各部は政策監の指示により、災害の規模又は状況の変化に応じて相互に応援体制を執る。

※ 本部連絡員は、各部（各班）へ決定事項等を徹底するとともに、各部（各班）の対応内容を遅滞なく本部へ連絡する。